平成３０年（フ）第９０号
兵庫県伊丹市大野１丁目53番地坂上文化101号、従前の住居表示兵庫県伊丹市大野１丁目54番地日光園文化101号
債務者　坂見　裕幸
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地　エル・パラシオ207号、前住所大阪府池田市桃園１丁目９番17号
債務者　ジンギスカン龍神こと　林　惣一郎
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
広島県尾道市御調町高尾46番地
債務者　川本　政嗣（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２７号
愛媛県新居浜市一宮町２丁目５番19号、前住所愛媛県新居浜市一宮町１丁目３番９号
債務者　鴻上　惠子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４１号
鹿児島県出水市西出水町107番地１　コスモピアⅡ103号
債務者　津川　裕美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
北海道小樽市幸２丁目27番40号、前住所北海道小樽市富岡２丁目31番29号
債務者　小野　英子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第８５号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田37番地１　市営１―23号
債務者　山口いみ子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
千葉県君津市久保１丁目11番２号　205
債務者　美根　尚子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第３１号
熊本県八代市泉町下岳3296―23、住民票上の住所熊本県八代市泉町下岳5079番地
債務者　藤井　　一
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第１０１号
宮崎県日向市大字財光寺6527番地65　川路団地Ａ棟６号
債務者　谷岡キミ子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１０２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内637番地１
債務者　高橋あゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１９号
沖縄県名護市字宇茂佐1709番地11　県営宇茂佐団地７棟302号
債務者　崎濱　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第１７５号
神奈川県厚木市恩名５丁目８番１―201号
債務者　小澤かすみ
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８５号
神奈川県厚木市飯山3022番地２　ドゥ・ルミエール105
債務者　宮本　総子（旧姓西井）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２７６号
神奈川県小田原市城山１丁目11番３号　石田アパート
債務者　中澤　昭子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０８号
神奈川県平塚市万田94番地　ヴェルドミール湘南601号
債務者　村久木美穂
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部